

広報

おやまざき

4

2018(平成30)年

春満開

春がやってきました。町内では、いたるところで美しい桜が咲き誇っています。町ホームページでは、主な桜の名所と開花情報をお知らせしていますので、ぜひチェックしてみてくださいね。(写真は昨年4月の町内にて)

今月の主な内容

- 自治会、入ってますか？ P2
- 京都府知事選挙のお知らせ P6
- 体育館リニューアルオープン P8
- 4月7日から
円明寺線第48号が開通します P10

vol.603

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>



▲防災訓練のようす。
自治会で固まって避難します

1. 地域の絆をつくるために

自治会に入っていないなくても、「普段は特に困っていない」かもしれませんが、しかし、いざという時に頼りになるのは、隣近所や地域での人と人のつながりです。

2. 互助活動のために

災害発生時などの対応や高齢者世帯などへの配慮においては、自治会を中心とした近隣の助け合いが必要不可欠です。

3. 地域の課題解決のために

自治会活動のなかで地域の身近な課題を解決するとともに、行政との連絡体制をつくります。

4. 親睦・交流のために

スポーツや文化活動を通じたイベントなどで、地域の交流を深めます。

5. 生活環境の充実・向上のために

住みよい環境をつくるための地域のルールづくりや自主防災活動、防犯活動、交通安全や町内美化などの地域での協力活動を行います。



▲町民体育祭では自治会のチームワークが発揮されます

何のための自治会活動？



自治会、入ってますか？

問＝政策総務課企画観光係 ☎956-2101 (内313)

大山崎町内には現在61の自治会・町内会が存在しています。みなさんは、お住まいの地区の自治会・町内会に加入していますか。人々の関係の希薄化に警鐘が鳴らされている今、地域のつながりを育む自治会・町内会活動について考えてみませんか。

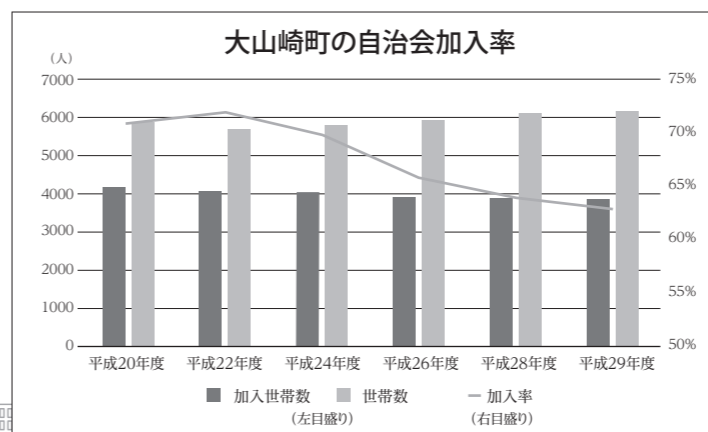
自治会・町内会って？

自治会・町内会（以後自治会）とは、地域に住む皆さんがよりよい環境のもとで充実した生活ができるように、自主的・自発的に活動を行いながら、地域のまちづくりを進めていくことを目的にした団体です。

町内の一部を除く住宅は、どこかの自治会のエリアに属しています。自治会に参加されている皆さんは、それぞれの自治会でルールを決め、住みよく暮らすために協力したり、地域伝統の行事を開催したりと、様々な活動を通して地域の絆を深めています。

加入率低下の現状

本町のみならず、全国的に「自治会離れ」が問題となつています。下記グラフによると、10年前の平成20年度と比べると、世帯数は200以上増加していますが、自治会加入世帯数は300以上減少しています。よって、本町の自治会加入率は、平成20年度は71%でしたが、平成29年度現在は63%と、8%も落ち込んでいます。賃貸マンションの増加や高齢化の進行など、減少の原因は様々ですが、このままではさらに加入率が下がり、いつか自治会という制度が崩壊してしまうかもしれません。



「向こう三軒両隣」を越えて

仲のいい近所のことを、「向こう三軒両隣」と表現することがあります。今は、向こう三軒どころか、両隣の顔すら知らないケースも多く見られます。「ご近所になんか人が住んでいるかわからない…」などといった不安を抱えている方もいるのではないのでしょうか。自治会に加入して「向こう三軒両隣」を越えて地域に溶け込んでみませんか。

こんなときこそ自治会！

子どもたちの安全が心配…

地域の交流が不審者の侵入を妨げます

子どもを狙った凶悪な事件が発生しています。家庭、学校のみならず、地域で子どもを守ることが大切です。あちこちで立ち話をされているなど、交流の多い地域には、不審者は入り込みにくいと言われています。地域の交流を深めることが、子どもの安全を確保することにつながります。

地域のルールを守らない人に困っている…

一人では話しにくいことも、自治会の力で解決へ

一人では、ルールを守らない人と話するのは難しいかもしれません。しかし、近所の人が集まれば話をしやすくなります。例えば、地域のごみの収集ルールを守らない、犬の散歩の際に、フンの後始末をしないなど、困った問題を自治会で解決できます。

災害が発生したら、と不安…

いざという時のための話し合う場を設けて不安を解消

東日本大震災発生直後では、消防、警察、行政よりも先に、地域の力が威力を発揮しました。炊き出しや近隣の安否確認など、住民同士が協力しあったと報告されています。

日ごろから避難経路を確認したり、高齢者、体の不自由な方が住んでいる世帯を把握するなど、いざという時のことを話し合う場を設けておくことが、被害を小さく食い止めることにつながります。自治会によっては、自主防災組織を結成しているところもあります。



円明寺が丘団地南第1自治会
南門明寺ヶ丘団地自治会連合会
会長 村重 伸一 さん

現役で働いている時は、自治会のことは妻に任せっきりで、自分が関わることはありませんでした。今回、推薦により自治会長を務めることとなり、やるからには従来やっていないことをやろうと決心しました。

まず、自治会運営の負担が少しでも軽くなるようにという思いから、他の役員の方への連絡は可能であればメールで行うことにしました。一方で、役員の方などのお宅へ直接赴くことの大切さも感じています。地域の中を歩いてまわるのは、見守り活動にもなりまじ、お宅で初めて異変に気づくこともあるかもしれません。役員の負担軽減も地域の見守りも、どちらも重要です。

そして、一番の取り組みとして、自治会の皆さんに落語を楽しんでもらう会を開催しました。

私の住む地域は高齢者も多く、特にそのような方達に腹の底から

笑ってもらいたいという思いがあり、縁あって知り合った落語研究会の大学生を呼んで落語を披露してもらいました。当日は台風21号による大雨。この天気の中足を運んでもらえるか心配でしたが、自治会の半分近くの人数が参加してくれて、大盛況に終わりました。その日の夜には参加された方から「楽しかったよ」とお礼の電話もいただき、やってよかったと思えました。この企画をきっかけに、疎遠であった皆さんと顔見知りになることもできました。

今回の企画をはじめ、自治会活動は役員や地域の方の協力があったからやり遂げることができました。自治会活動を通して様々な方と関わることで、普段の挨拶だけでは分からない、その人のお人柄を感じることができてよかったなと感じています。



▲落語会は立見が出るほどの大盛況でした
(村重さん提供)

自治会活動を通じた 人との出会いを大切に



鏡田第6自治会
鍵田 聡子 さん

平成29年4月に新しく設立した鏡田第6自治会で、主人が会長を務めています。引越してきた当初は鏡田第5自治会に所属していましたが、人数が多くなったので、新たに第6自治会を設立しました。30世帯ほどが加入しており、加入率は高いと思います。

この1年間では、第6自治会を含む鏡田地域の自治会が集まった連合自治会で協力し、皆さんに喜んでもらうと新しい取り組みを試みました。大きなものは「ふれあいまつり」です。毎年続けられてきた防災訓練をリニューアルしたもので、模擬店やゲーム大会など、色々な世代が参加できる企画で交流を深められるよう工夫した結果、100人以上の参加がありました。

鏡田は災害のよく起こる地域であることから、住人は防災の意識が高いと感じます。大雨が降ったときには「川の水位はこのくらいだよ」と、自治会で築いたネットワークを活かし、行政で

はカバーしきれないローカルな情報を交換しています。普段は「このスパーが安い」など暮らしに役立つ情報も交換しています。今は、自治会長や役員の負担を減らせる自治会の運営方法を模索しています。また、ご高齢の方の中には「もう役員はできない」「集まりに参加しにくい」と、脱会される方もいます。しかし、自治会の活動や集金などで、あいさつだけでは分からないその人のようすを知ることができると感じており、つながりが無くなってしまっただけでは孤立の原因になるのではと心配です。活動に参加できなくても、自治会に加入していただく工夫が必要だと思います。

引越してきた人の中には「自治会に入るつもりはしてはいたけれど、どうしたら良いか分からない」と話す人が多くいました。私自身、「自治会って役員や集会とか大変かな」と少し身構えながらも加入しましたが、いざ入ってみると楽しい雰囲気です。安心して活動してみたいという方も多くいます。自治会を通じて色々な世代の方と仲良くなれて、加入してよかったと思っています。

災害発生時の力強い味方 自主防災組織

自主防災組織は、自治会やマンションの管理組合などを単位として「災害から地域を守る自衛組織」です。

災害が発生した時には、「自分の命は自分で守る」＝「自助」が原則ですが、「自分がケガをしたら?」「昼間、子どもたちだけの時は?」と、考えてみれば、「自助」だけで自分や大切な家族を守るでしょうか。実際、東日本大震災は平日の2時46分に発生しています。

そんな時、頼りになるのは隣近所の助け合いです。被災地でも、自治会や自主防災組織が活発だった地域は、地域の助け合いの力＝「共助」が発揮され、復興も早いと言われています。いざという時に助け合える地域にするため、自主防災組織を結成しませんか。

もしものときに備えて活動している自主防災組織の方に話を伺いました。



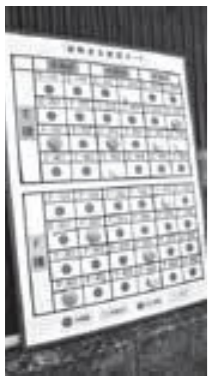
円明寺北第3自主防災会
会長 森下 正人 さん

マンションを中心とする管理組合を母体にした自主防災組織です。8年前に発足し、地道に活動を続けています。

当初は予算も少なく、できることは限られていましたが、いざというときの「人命救助」を第一に考え、環境を整えてきました。

そのひとつが、「避難安全確認ボード」です。私たちが取り決めた避難所に設置し、自分や家族が避難したか、誰かが取り残されているかなどの状況を確認できるようにしました。ボードをもとに、無線機を使って連絡を取り

合いながら、取り残された人を助けに向かうことなどを想定した訓練も年に1度は行っています。そのほかにも、防災ベルを設置したり、マンションの上階から人を降ろせる相架を購入したりして、もしものときに備えています。



▲避難安全確認ボード。自分の安否は自分で知らせるのがルール

自治会活動で自分たちの地域づくりを

災害などの緊急時はもちろん、日常の困ったことや日ごろの見守り活動など、様々な面で地域コミュニティの最たるもの「自治会」が役に立ちます。一人ではできないことも、隣近所が集まれば可能性は広がります。

自治会に入っていないなくても生活はできるかもしれませんが、入ってみると安心感や地域の人々との出会いなど、さまざまなものを得ることが出来ます。まだ加入されていない方は「敷居が高い」などと思わずに、ぜひ参加してください。きっと、地域の人々は温かく迎え入れてくれるはずです。

せっかく同じ地域に居を構えた仲間ですから、協力し、安心で住みよいまちを自分たちの力でつくっていきましょう。

自治会に加入するには?

あなたがお住まいの地域にある自治会の会長へ加入の意をお伝えください。会長が分からない場合、下記へご連絡ください。

新しく自治会を設立するには?

新規に自治会を設立する場合は、町に「町内会・自治会設立届け」を提出してください。規約の制定など必要ですので、詳しくは下記までご相談ください。

問・相談=政策総務課企画観光係
☎956-2101(内313)

自主防災組織の活動

平常時の活動

- ・各種訓練
- ・地域内の要配慮者(高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人など)の把握
- ・防災資機材の整備

災害発生時の活動

- ・出火防止・初期消火
- ・被災者の救出および安否確認
- ・避難誘導
- ・避難所運営

Interview

Interview

自治会活動をされている方々に、活動を通して感じることに伺いました。

京都府知事 選挙のお知らせ

投票日 = 4月8日(日) 午前7時～午後8時

京都府知事選挙は4月8日(日)に執行されます。一人ひとりを与えられた1票の権利を慎重に正しく行使しましょう。
 問=町選挙管理委員会(町政策総務課内) ☎956-2101(内321)

投票できる人

本町で投票できる人は、次のすべての要件を満たし、投票日当日選挙権を有している方です。

- ・平成29年4月9日までに生まれた方※
- ・日本国民の方
- ・平成29年12月21日以前に、大山崎町に住民登録(転入届出)をされた方(詳しくは、「転入届・転出届を出された方について」をご覧ください)

※一昨年から選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられており、18歳・19歳の有権者の方も投票に参加できます

転入届・転出届を出された方について

今回の選挙では、平成30年3月21日を基準日とした選挙人名簿を用います。平成29年12月22日以降に、京都府内の市町村間で住所を異動した方については、前住所地で投票することができません(注)。投票の際には、予め現住所地の市町村から発行を受けた「居住証明書」を提示するか、選挙管理委員会から府内に住所を有することの確認を受ける必要があります。詳しくは、次の表をご覧ください。

注：前住所地で選挙人名簿に登録されている必要があります

投票所について

本町の選挙人名簿に登録されている方で、投票日当日選挙権を有している人は、投票所入場整理券に記載されている次の投票所で投票できます。

第1投票所	大山崎ふるさとセンター
第2投票所	大山崎町役場(1階ロビー)
第3投票所	円明寺が丘自治会館
第4投票所	下植野集会所

大山崎町ふるさとセンターの駐車場について

投票日は春の行楽シーズンのため、駐車場は混雑することが予想されますので、第1投票所への車でのお越しはご遠慮ください。



説明

転入・転出の別	届出の日	投票場所・選挙権の有無			説明
		新住所地で投票	前住所地で投票	投票できない	
大山崎町に転入	他都道府県から	平成29年12月21日以前に大山崎町に転入届出	○		大山崎町で投票
		平成29年12月22日以後に大山崎町に転入届出		○	
京都府内の他市町村から		平成29年12月21日以前に大山崎町に転入届出	○		大山崎町で投票
		平成29年12月22日以後に大山崎町に転入届出		○	前住所地で投票 ※1
他都道府県へ		全期間		○	
	京都府内の他市町村へ		平成29年12月21日以前に新住所地に転入届出	○	新住所地(府内他市町村)で投票
		平成29年12月22日以後に新住所地に転入届出		○	大山崎町で投票 ※2
町内で転居された方		選挙管理委員会にお問い合わせください			

※1 大山崎町が発行する「居住証明書」を提示、または、前住所地の選挙管理委員会から府内に住所を有することの確認を受ける必要あり
 ※2 新住所地が発行する「居住証明書」を提示、または、大山崎町選挙管理委員会から府内に住所を有することの確認を受ける必要あり

投票所入場整理券について

3月22日(日)までに、投票所入場整理券(はがき)を各戸配布しています。入場整理券が届かなかつたり、紛失した場合でも、本町の選挙人名簿に登録され、かつ投票日当日に選挙権を有している人は投票することができません。投票所で係員に申し出てください。

期日前投票について

投票日当日に仕事や外出などの予定のある人は、期日前投票ができます。

(1) 期間 3月23日(金)～4月7日(土) 午前8時30分～午後8時(土・日含む)

(2) 場所 大山崎町役場3階 防災会議室

(3) 持物 投票所入場整理券(はがき) ※印鑑は不要です。

不在者投票について

大山崎町以外の市区町村に滞在中の方や、病院・老人ホーム等に入所中の方は、「不在者投票」ができますので、早めに選挙管理委員会または入所施設の担当者に申し出てください。投票期間は、3月23日(金)から4月7日(土)までです。

郵便等による不在者投票について

重度の身体障がいなどで外出できない

選挙公報について

選挙公報は、3月下旬に各戸に配布します。選挙期日2日前(4月6日)に配布されていない方は、至急選挙管理委員会にご連絡ください。なお、下記の町内の公共施設にも備え置かれていますので、そちらでもお取りいただけます。

- ◆選挙公報を備え置く町内の公共施設
- ① 大山崎町役場
 - ② 大山崎町立中央公民館
 - ③ 大山崎ふるさとセンター
 - ④ 大山崎町保健センター
 - ⑤ 大山崎町老人福祉センター「長寿苑」
 - ⑥ 大山崎町体育館
 - ⑦ 円明寺が丘自治会館

開票について

4月8日(日)午後9時から、大山崎町体育館で行います。参観は自由です。

選挙の結果について

選挙の結果については、町ホームページ及び広報おやまざき5月号でお知らせします。